年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年3月31日まで

昭和62年から代表取締役をしていたA社の標準報酬月額が、実際に控除されていた保険料の標準報酬月額より低い。私は社会保険関係の実務をしていない上、訂正されたころは、病気で意識が無かった。また、報酬月額をさかのぼって減額した覚えは無い。調査をして、申立期間の標準報酬月額を減額前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により申立期間の標準報酬月額については、当初、平成6年10月は53万円、同年11月から8年2月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年4月4日付けで、申立期間について、さかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る法人登記簿から、申立人が当該事業所の代表取締役であることが確認でき、申立人は、保険料の滞納は無かったと主張している一方で、「社会保険事務所の職員から 200 万円足りないと電話があった。」とも述べているところ、当時の社員の中に、保険料滞納について覚えている者がいる上、社会保険事務所から督促のあった金額 (200 万円) は、当該遡及訂正により減額された額とほぼ一致していることから、申立人が社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたことが推認される。

さらに、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続がなされた当時は、病気で意識が無かったと主張しているが、周辺事情の調査から、 当該手続がなされた当時は、同事業所において、引き続き代表取締役の職にあったことが推認される上、申立人は「印鑑は私が保管しており、印を押す場合 は、自分で書類を見てやっていた。だれかに印鑑を預けることは無かった。」 と述べていることから、申立期間に係る平成8年4月4日付けの処理に関して、 社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切 の関与も無しに無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月1日から同年12月1日まで

② 昭和61年3月1日から同年12月1日まで

私は、昭和59年12月から、平成9年12月に会社が破綻するまでA社に 勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間が加入期間 とされていないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者 期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社に勤務していたと主張しているが、同社から業務を受託していた社会保険労務士事務所に保存されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録は、社会保険庁の記録と一致していることから、事業主は、社会保険庁の記録どおりの届出を行っていた事情がうかがえる。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者記録では、昭和56年ころから平成2年ころにかけて、12月1日に資格取得し、翌年2月又は3月ころに資格喪失を繰り返した同僚が申立人を含め9人いる上、社会保険事務所に保管されている申立人の被保険者原票には、被保険者資格の喪失の都度、健康保険証の返納が記録されている。

さらに、当時の取締役及び同僚の証言によれば、当該事業所では、「例年、 農閑期に当たる冬の期間のみ勤務した者が存在し、入社、退社の都度、社会保 険の資格取得、喪失の届出をしていたと思う。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から7年11月21日まで

私は、平成7年11月に辞めるときまで、役員報酬は50万円であった。会社の景気も良く、仕事もあったので社会保険料の滞納は無く、支払も順調であった。私が辞めた後、だれが会社を整理したのか不明であり、今回社会保険事務所の職員から報酬が下げられていることを初めて聞いた。年金記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、A社を資格喪失した平成7年11月21日以降の同年12月8日に、6年5月から7年10月までさかのぼって50万円から34万円に引き下げる訂正処理が行われていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

一方、A社の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「会社を辞めたのは平成7年12月3日であって、退職後すぐに他県へ転居したため、会社の整理をした記憶は無い。」としている。しかしながら、元社員は「社長は年末に会社が倒産するまで出社しており、社会保険の事務は社長か経理担当者が行っていたと思う。」と証言している上、当該経理担当者は「私は給料の計算と雑用をしていただけで、社会保険の関係は社長が行っていた。また、当時社会保険料についても滞納があり、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていた。」と証言していることから、当該標準報酬月額の減額処理については、申立人が関与していたものと推認されるところ、申立期間に係る7年12月8日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、

無断でこのような処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から39年12月30日まで

② 昭和40年4月1日から43年2月10日まで

私は、次男が生まれた後の昭和43年9月か10月に、社会保険事務所から届いたはがきの「脱退」に「○」印を付けて提出したことは覚えているが、その後引っ越しをして育児と商売に忙しく、すっかり忘れていた。年金の記録を6年前に確認したところ、受け取った覚えが無いのに受け取ったことになっていたため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和43年10月24日に支給決定されている上、社会保険事務所には「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」が保管されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿のいずれにも脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、脱退手当金受給の直前に勤務していたA社において、長男及び次男を出産し、健康保険の分娩費、育児手当金及び出産手当金をそれぞれ2回ずつ受給していることが社会保険事務所保管の被保険者原票に記載されているが、その事実を覚えていないとしており、記憶が曖昧である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。